

2023-2025 年度課題別研修「母子継続ケアと UHC」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本研修は、開発途上国において、母子保健の政策・プログラム策定の責任を有する行政官を対象として、SDGs 目標 3 への貢献を目指し、UHC を意識して4つの柱（①医療保健サービス提供 ②財政保障 ③保健人材 ④リーダーシップとガバナンス）に沿う形で、自国の母子保健課題を整理し、実現可能な行動計画が作成されることを目的とする研修コースです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人ジョイセフ（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、アジアやアフリカで、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（家族計画、母子保健、HIV/エイズ、思春期保健）、ジェンダー/女性のエンパワメント等の分野で活動を行っており、1968 年の創設以来、39 カ国でプロジェクトを実施してきた実績を有しています。また、開発途上国の指導者（中央政府、地方政府、行政官、NGO 関係者等）を対象に、過去 20 年間に於いて 30 以上に及ぶ母子保健分野の研修事業も実施していることから、研修事業においても豊富な経験があります。そのため、本分野の効果的なカリキュラム作成、講師・視察先の確保、研修員の自国の状況に応じた指導助言といったノウハウが豊富に蓄積されており、当該分野に関する高い技術を活用して研修の計画、実施が可能であると想定されます。

以上のことから、下記の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2025 年度課題別研修「母子継続ケアと UHC」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：「研修委託業務仕様書」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 12 月 6 日～2024 年 2 月 29 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 11 月 13 日～2024 年 3 月 29 日（予定）
※2024 年度、2025 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2023 年度案件を第 1 回目として受託し、2025 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2023 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025 年度案件まで継続契

約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

- 2) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 3) 業務の統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 4) 母子保健関連のオンライン研修及び来日研修（講義／演習等）を実施した経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年5月31日（水）12時00分まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（様式1もしくは2）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	郵送またはメール（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。）
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年6月6日（火）
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	郵送（配達記録の残るものに限る） 提出期限必着。
	請求締切日	2023年6月13日（火）12時00分まで
	回答予定日	2023年6月20日（火）
	回答方法	郵送またはメール

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式3）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式 3）

（4）提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課（担当：小川） 電話：03-3485-7469

tictdop@jica. go. jp

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式 1）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- （1）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- （2）参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （3）提出された参加意思確認書等は返却しません。
- （4）機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- （5）提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

2023-2025 年度課題別研修「母子継続ケアと UHC」
研修委託契約業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2024 年度、2025 年度については、「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

「母子継続ケアと UHC」

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】

1) 2023 年 12 月 6 日～2023 年 12 月 14 日

2) 2024 年 2 月 28 日～2024 年 2 月 29 日

※遠隔研修は2)のみを実施する可能性あり。

【来日研修】

2024 年 1 月 16 日～2024 年 2 月 3 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員：10 名（+国別上乘せ 2 名）

2) 研修対象国：インドネシア、パキスタン、ガーナ、ブルンジ、カメルーン、ルワンダ、シエラレオネ

3) 研修対象組織・対象者：

【対象組織】

1) 中央または地方政府の行政機関

2) 母子保健、UHC の責任を有する保健省、地方の保健省、地方自治体

【対象人材】

1) 母子保健行政の責任を有する職員

2) 職務経験：3 年以上、帰国後も同一分野にて職務する人材

3) 十分な英語能力を有すること

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

UHC は、すべての人々が経済的に、また他の条件に妨げられることなく、質

の高い医療サービスを受けられることを保障するものである。SDGs のターゲットのもと、2030 年までに UHC を達成することは国際社会で合意された重要な目標である。また母子継続ケアの推進は、UHC と SDGs を達成するための中核的な分野の一つである。日本では、国・地方自治体の保健政策、保健業務等（母子継続ケアや母子手帳の活用を含む）が UHC の達成に貢献しており、研修ではその歩みと仕組みを学び、また母子継続ケアサービス提供の現場を視察する。さらに参加国の好事例を学び、自国の母子保健課題を整理した上で、提案書（提案事項）を作成し、その中から実現可能な行動計画を策定する。本研修は、保健医療の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）の母子健康手帳活用を含む質の高い母子継続ケアの強化及び UHC に取り組む案件である。

（6）案件目標

既に各国で展開している母子保健プログラムを継続ケアと UHC の視点から強化するための提案書（または提案事項）を作成し、さらにその中から最低 1 つを取り上げ行動計画が作成される。研修後は行動計画実施に向け、研修員が所属する組織で改定され承認される。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) UHC 達成と母子継続ケアの向上に向け、4 つの分野 ①医療保健サービスの提供、②財政保障、③保健人材、④リーダーシップとガバナンスを中心に理解を深める。
- 2) 母子継続ケアと UHC 達成に貢献する一つのツールとして、母子健康手帳や家庭用保健記録の役割と戦略を理解する。
- 3) 単元目標 1, 2 を踏まえ、UHC 達成と母子継続ケアの向上に向けた優先課題を解決するための提案書（または提案事項）を作成し、それを基に研修員が取り組む行動計画を作成する。

（8）研修内容

1) 研修項目

ア. インセプションレポートの共有：母子継続ケア及びUHCの課題・好事例の共有、意見交換

イ. 日本を含む母子継続ケアとUHCに関わる4つの分野 ①保健医療サービスの提供、②財政保障、③保健人材、④リーダーシップとガバナンスの概要と取り組みに関する講義

ウ. 母子健康手帳導入のステップ、留意点、効果に関する講義/各国の経験共有

エ. 国・地方自治体の保健政策、保健業務等（母子保健を含む）の紹介（地

方自治体・医療施設の役割を理解するための視察-母子健康手帳の活用を含む)

オ. 提案書（提案事項）の作成

カ. 提案書（提案事項）から最低1つを取り上げ行動計画を作成

2) 研修方法

① 講義

② 演習

③ 見学・研修旅行

④ レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年11月13日～2024年3月29日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

(2) 業務詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師（含ファシリテーター）・見学先・実習先・研修旅行先の選定
- 3) 見学先・実習先・研修旅行の国内移動手配及び支払い
- 4) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 5) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 6) 講師（含ファシリテーター）・見学先等への連絡・確認
- 7) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 8) JICA 東京以外の講義室・会場等の手配
- 9) 使用資機材の手配
- 10) テキストの選定と準備、動画教材の作成（翻訳・印刷業務含む）
- 11) 講義映像の撮影及び編集、ポータルサイト等へのアップロード
- 12) ライブ講義の配信及びそれに係る対応（チャットでの質問回答、研修員の通信環境サポート含む）
- 13) ライブ講義での円滑な討議、実習などの補助

- 1 4) 講師（含ファシリテーター）への参考資料（テキスト等）の送付
- 1 5) 講師（含ファシリテーター）からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 1 6) 講師（含ファシリテーター）・見学先への手配結果の報告
- 1 7) 研修監理員との連絡調整
- 1 8) プログラム・オリエンテーションの実施
- 1 9) 事前課題・日々のレポートの作成・取り付け
- 2 0) 研修員の技術レベルの把握
- 2 1) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 2 2) 研修員からの技術的質問への回答
- 2 3) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 2 4) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 2 5) 研修監理員からの報告聴取
- 2 6) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 2 7) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 2 8) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を 1 名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

提出者（法人番号）
（所在地）
（貴社名）
（代表者役職氏名） 印
（メールアドレス）

2023-2025年度課題別研修「母子継続ケアとUHC」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※ 組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4 版縦、記載しきれない場合は別紙添付でも可。

3 付属書類

※ 令和4・5・6年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以 上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

提出者（法人番号）
（所在地）
（貴社名）
（代表者役職氏名） 印
（メールアドレス）

2023-2025年度課題別研修「母子継続ケアとUHC」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※ 組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4 版縦、記載しきれない場合は別紙添付でも可。

3. 付属書類

（1）登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）

（2）財務諸表（写）（申請日直前1年以内に確定した決算書類）（写）

（3）納税証明書（写）（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）

（4）営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以 上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 殿

2023 年度課題別研修「母子継続ケアと UHC」の委託契約の締結に際して、誓約者は以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、契約が無効となる場合があることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 誓約者の役員等（誓約者が個人である場合にはその者を、誓約者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が誓約者の経営に実質的に関与している。
- エ. 誓約者又は誓約者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、誓約者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であつて、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上